

下奈良集福地区まちづくり計画書

下奈良集福地区まちづくり協議会

名 称	下奈良集福地区まちづくり計画		
位 置	熊谷市下奈良字原乾の一部、字中妻西の一部、中奈良字東耕地の一部		
区 域	計画図表示のとおり		
面 積	約 7.7ha		
ま ち づ く り の 目 標	<p>地区西側の県道大田・熊谷線は、南に国道17号バイパスの立体交差を経て市街地に通じ、地区北側には、県道葛和田・新堀線が貫通し、籠原駅へのアクセスにも恵まれたこの地域は、市役所奈良出張所、奈良小学校、奈良郵便局、くまがや農協奈良支店、奈良保育園等の都市機能が集積し、利便性の高い生活環境にあります。</p> <p>農地は非農地に介在し、狭隘、不整形であることから、田園住宅の推進に当てるべく、本地区のまちづくりについて、以下の目標を定めました。</p> <p>(1)田園地区として、緑の環境と調和したまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内に残るみどりの保全、生け垣等の育成 ・地区的みどりの手入れや植栽を行う地域活動の実施 <p>(2)閑静で安全・安心なまちづくりのための質の高い低層住宅の誘導</p> <p>(3)新規居住者を地域に積極的に受け入れ、コミュニティの活性化を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事や共同作業等への参加を促がし、子育て等の協働を図り、あかるいまちづくりを推進する 		
ま ち づ く り の 方 針	土地利用の方針	<p>地区全体は、低層低密の住宅地を基本として利用する。</p> <p>建物新設の場合の区画は 300 m²以上とする。</p>	
	道路の整備の方針	開発による道路は行き止まりとしないなど、利用しやすく、安全で快適な道路網となるよう整備する。	
	建築物等の整備の方針	周辺環境との調和を図るために、建築物の高さの制限、建築物の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限、その他周辺環境に配慮すべき事項について定める。	
ま ち づ く り 計 画	建築物の高さの制限	建築物の高さは 10m 以下とする。	
	建築物の意匠の制限	建築物の形態、色彩、材料等は、本地区及び周辺地区の田園環境や景観に配慮した、落ち着いたものとする。	
	垣又は柵の構造の制限	敷地内に設置する垣や柵については、田園環境や景観に配慮して、閉鎖的にならないよう、生け垣等周辺環境との調和に配慮したものとする。	
	周辺環境への配慮	<p>(1)敷地内における駐車スペースを確保する。</p> <p>(2)敷地内緑化を推進する。</p> <p>(3)盛り土の高さは周辺道路から 50cm 以下とする。</p> <p>(4)看板や広告物等は周辺環境への調和を配慮する。</p> <p>(5)農地と居住環境との調和に配慮する。</p>	

下奈良集福地区まちづくり計画認定区域図

